

県有自動車等の事故に伴う損害賠償等の事務処理要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、県職員がその職務を行うにつき、県有自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条に規定する車両をいう。以下同じ。）を運行してひき起こした事故（以下「事故」という。）による損害賠償等の事務処理について必要な事項を定めるものとする。

第2章 自動車事故処理委員会

(自動車事故処理委員会の設置)

第2条 損害賠償事案及び職員に対する求償事案を審議するため自動車事故処理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第3条 委員会は会長及び委員8人で組織する。

- 2 委員会に、特別の事案を審議するため必要があるときは、前項に規定する委員のほか、臨時委員を置くことができる。
- 3 比較的軽易な事案を審議する場合は、委員会の会長及び委員3人で組織する小委員会をもって委員会に代えることができる。なお、人身事故で自動車損害賠償責任保険及び任意保険の保険金支払い限度内で処理できるもの並びに任意保険未加入の県有自動車等による物損事故で、見舞金50万円以下となるもの及び任意保険加入の県有自動車等による物損事故で保険金支払い限度内で処理できるものについては、小委員会の審議を経ずに会長が決定することができる。この場合、会長はその結果について小委員会へ報告するものとする。
- 4 前項の比較的軽易な事案とは、職員に故意又は重大な過失がないことが明らかで、賠償金が100万円以下のものをいう。

(会長)

第4条 委員会の会長（以下「会長」という。）は、会計管理者の職にある者をもって充てる。

- 2 会長は、委員会の事務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、委員のなかから会長があらかじめ指定した順位に基づきその職務を代理する。

(委員)

第5条 第3条第1項に規定する委員は、次の表に掲げる職にある者をもって充てる。

企 画 財 政 部 財 政 課 長
総 務 部 人 事 課 長

総務部文書課長
県民生活部防犯・交通安全課長
出納総務課長
企業局総務課長
下水道局下水道管理課長
教育局財務課長

2 第3条第2項に規定する委員は、知事はその都度任命する。

3 第3条第3項において規定する小委員会の委員は、次の表に掲げる職にある者をもって充てる。

企画財政部財政課長
総務部人事課長
出納総務課長

(書類の提出要求等)

第6条 会長は、審議のため必要があるときは、関係機関の長に対して必要な書類等の提出を求め、又は関係職員の出席を求めてその意見を聞くことができる。

(委員会の運営事項の委任)

第7条 第2条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、出納総務課において処理する。

第3章 損害賠償等の事務処理

(事故の報告)

第9条 部局長(別表1に定める者をいう。以下同じ。)は、事故が発生したときは、ただちに交通事故発生報告書(速報)(別記様式第1号)を作成し、出納総務課長に提出するとともに、より詳細な事故状況を調査確認のうえ事故報告書(別記様式第2号)を会計管理者に提出するものとする。なお、事故報告書提出後新たに判明し、又は生じた事実についても速やかに報告するものとする。

(事故の調査等)

第10条 会計管理者は、前条の規定による報告を受けた場合において特に必要があると認めるときは、部局長に対し当該事故に係る再調査その他必要な事項について指示し、又は関係職員に対し調査等について協力を求めることができる。

(委員会への付議)

第11条 会計管理者は、第9条の規定による報告に係る損害賠償事案を委員会の審議に付するものとする。ただし、県に損害賠償責任が明らかでないことと認められる事案及び公務により旅行する際にその使用を承認された自家用自動車に係る損害賠償事案のうちその賠償額が自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の規定による自動車損害賠償責任保険及び任意保険の保険金の支払限度内にある事案については、この限りでない。

(審議結果の通知)

第12条 会長は、会計管理者から付議された事案についての審議の結果、委員会が県に賠償責任がないと認めたときはその旨を、県に賠償責任があると認めたときは、その旨及び賠償額その他必要な事項を会計管理者に通知するものとする。

(部局長に対する指示)

第13条 会計管理者は、前条の規定による通知があったときは、部局長に対し必要な指示を行うものとする。ただし、議会の議決を要する事案及び知事の専決処分事項に該当する事案については知事に報告し、その承認を得て部局長に対し必要な指示を行うものとする。

(指示に基づき部局長のとるべき措置)

第14条 部局長は、前条の規定に基づき事故の相手方と協議する等必要な措置をとり、協議が整ったときは損害賠償金の支払いその他所要の手続きをとるものとし、協議が整わないときは会計管理者に対し、新たな指示を求めるものとする。

(求償の手続き)

第15条 第11条から前条までの規定は、県が損害賠償をした場合における職員に対する求償について準用する。

(事故処理完了報告書)

第16条 部局長は、事故処理が完了した場合には、事故処理完了報告書(別記様式第3号)を会計管理者に提出するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、自動車等の事故による事務処理に関し必要な事項は、会計管理者が定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和42年8月20日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱施行前に発生した事故でその事務処理が完了していないものについても適用する。

附 則

この要綱は、昭和52年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

機 関	部 局 長
議 会 事 務 局	事 務 局 長
知 事 部 局	部長 { 直轄にあっては知事室長 会計管理者の補助組織にあ っては会計管理者 }
企 業 局	企 業 局 長
下 水 道 局	下 水 道 局 長
教 育 局	教 育 長
選 挙 管 理 委 員 会	書 記 長
監 査 事 務 局	事 務 局 長
人 事 委 員 会 事 務 局	事 務 局 長
労 働 委 員 会 事 務 局	事 務 局 長
収 用 委 員 会 事 務 局	事 務 局 長
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	事 務 局 長